

のへじまち

野 辺 地 小 学 校 改 築 工 事 設 計 業 務

簡易公募型競争入札方式
(総合評価落札方式)

入 札 説 明 書

令和6年10月

野辺地町教育委員会

目次

1. 業務の概要	1
(1) 業務の目的	1
(2) 業務内容	1
(3) 技術提案を求めるテーマ	1
(4) 履行期間	2
(5) 入札執行条件	2
(6) 入札参加者に要求される資格	3
(7) その他	4
2. 担当部局	4
3. 実施スケジュール	5
4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項	6
(1) 参加表明書の作成要領	6
(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項	6
5. 参加表明書の提出方法及び提出期限	7
(1) 提出に関する留意事項	7
(2) 提出期限、提出場所及び提出方法	7
6. 入札参加者を指名するための評価基準	8
7. 指名・非指名理由に関する事項	9
(1) 入札参加者の指名通知	9
(2) 非指名理由の説明の照会	9
(3) 非指名理由説明の回答	9
8. 総合評価に関する事項	9
(1) 落札者の決定方法	9
(2) 総合評価の方法	9
9. 技術評価点を算出するための基準	11
10. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項	12
(1) 基本事項	12
(2) 技術提案書の作成要領	12
(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項	12
11. 技術提案書の提出方法及び提出期限	13
(1) 提出に関する留意事項	13
(2) 提出期限、提出場所及び提出方法	13
12. ヒアリング	13
(1) ヒアリングの概要	13
(2) ヒアリング日程等の通知	14
(3) ヒアリング出席者	14
13. 入札及び開札の日時、場所、入札方法等	14

(1) 入札及び開札の日時及び場所	14
(2) 入札書記載金額.....	14
(3) 入札執行条件	14
14. 入札の内容についての質問の受付及び回答.....	14
(1) 質問受付期間.....	14
(2) 提出方法及び提出場所.....	14
(3) 質問の回答.....	15
15. 支払条件	15
16. その他の留意事項.....	15
(1) 入札参加資格者に係る事項	15
(2) 工事の入札参加に係る事項.....	15
(3) 資本・人事面における関連に係る事項.....	15
(4) 提出期限に係る事項.....	15
(5) 入札の諸費用に係る事項	15
(6) 書類の無効に係る事項.....	15
(7) 参加表明書及び技術提案書の取扱いに係る事項.....	16
(8) 提出書類の差し替え及び配置予定技術者の変更に係る事項	16
(9) 特記仕様書への反映に係る事項	16
(10) 実施方針に係る提案に係る事項	16
(11) 評価点の公表に係る事項	16
(12) 発注者提供資料の取り扱いに係る事項	16

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、基本構想で掲げる3つのコンセプトと全15の基本方針に基づいた、野辺地町立野辺地小学校改築工事の基本及び実施設計を行うものである。

(2) 業務内容

① 下記の1)から6)に関する基本設計及び実施設計

1)校舎(通級指導教室棟含む)・・・・・・・・・・・・・・・・	延床面積	4, 980㎡程度
2)講堂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	延床面積	1, 270㎡程度
3)児童館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	延床面積	500㎡程度
4)旧校舎及び講堂、その他の解体、撤去・・・・・・・・	延床面積	6, 929㎡
5)倉庫(屋外運動場)・・・・・・・・・・・・・・・・	延床面積	200㎡程度
6)外構(屋外運動場、駐車場、植栽、解体等含む)・・・	敷地面積	30, 734㎡

※詳細は、別添1 野辺地小学校改築工事設計業務委託特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)のとおりとする。

※旧校舎及び講堂、その他施設については、別添2 公立学校施設台帳のとおりとする。

② 技術提案を設計内容に反映するための各種調査

③ 開発許可申請、確認申請等の官公庁届出及び必要な協議

④ 統合小学校新築事業検討委員会の会議運営

⑤ 町民に対する広報及びその他会議に係る資料作成

(3) 技術提案を求めるテーマ

本業務において技術提案を求めるテーマ(3つのコンセプトと15の基本方針)は以下に示す事項とする。

①子どもたちの命を守るとともに、健康的な生活空間の実現と多様性に対応した

『安全・安心で思いやりのある学校』

- ・不審者の侵入防止や犯罪防止の観点を意識した防犯性の高い学校
- ・災害時に子どもたちを危険から守りきる学校
- ・死角の除去や車両の安全な動線計画など、事故防止に配慮した学校
- ・子どもたちの学習及び生活の場、また教職員の職場として、良好な環境条件を整えた学校
- ・多様な子どもたちや特別な支援を要する子どもたちが安全かつ安心して通えるバリアフリーが行き届いた学校

②多様な学習内容・学習形態に対応するとともに、明るく楽しい生活の場となる

『子どもが主役の学校』

- ・誰もが充実した学校生活を送ることができる合理的配慮が行き届いた学校
- ・多様な学習形態に対応でき、のびのびと学ぶことができる多目的な教室空間
- ・多様な学習内容に対応し、子どもたちの主体的な学び・活動を支える充実したICT環境
- ・子どもたちが視覚的にも心理的にも落ち着いて学習活動に取り組める空間
- ・学年などの区切りを越えて、年齢の異なる子どもたちが日常的に交流できる空間

③地域に愛される学校を実現し、地域とともに子どもを育て成長を支える

『地域とともにある学校』

- ・さまざまな利用者に配慮した利用しやすい学校
- ・学校開放や地域のイベント、生涯学習の場として、地域住民が有効活用できる学校
- ・子どもたちが郷土について学び愛着と誇りをもてるよう、地域の歴史や文化、自然にふれあえる学校
- ・避難所としての役割を想定し、地域住民を守り、災害時に必要な機能を備えた学校
- ・地域住民の生活圏の一部を構成する公共施設として、近隣住民の生活及び周辺の景観との調和等に配慮した施設計画

※別添3 野辺地町統合小学校新築事業基本構想(令和6年5月策定)中、「3 基本構想」を参照し整合を図ること。

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月19日まで

(基本設計完了:令和7年3月、実施設計完了:令和8年3月)

(5) 入札執行条件

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する簡易公募型競争入札(総合評価落札方式)の適用業務である。

① 設計図書及び契約書案の縦覧

1) 設計図書及び契約書案の縦覧

期 間: **令和6年10月11日(金) から 令和6年11月8日(金) まで**

2) 縦覧方法

a) 紙での閲覧の場合

場所: 野辺地町教育委員会 学校教育課

時間: 休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

b) 電子データでの閲覧の場合

野辺地町ホームページからのダウンロード、もしくは 2. 担当部局宛 に送付依頼
《送付依頼受付方法》

記録媒体(DVD-R等。ただし、USBフラッシュメモリは不可)を担当部局宛に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)することにより電子データを交付するので、担当部局にその旨連絡すること。

ア) 持参による場合は、担当部局に記録媒体(未使用のもの)を持参すること。

イ) 郵送による場合は、担当部局に記録媒体(未使用のもの)、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

② 保証金

1) 入札保証金

免除(野辺地町財務規則第112条第1項第3号による)

2) 契約保証金

a) 次の金額以上の契約保証金を納入すること: 契約金額の100分の5

b) 次の場合は申請等により契約保証金の納入を免除する。

ア) 契約者が、町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき

イ) 契約者から委託を受けた保険会社が、公共工事履行保証証券を提出したとき

ウ) 契約者が過去2年間に町、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたって誠実に履行したとき

- エ) 契約金額が100万円以下で、契約不履行のおそれがないと認められるとき
- オ) その他、野辺地町財務規則第137条第3項各号に該当するとき

(6) 入札参加者に要求される資格

- ① 入札に参加しようとする者は、以下に掲げる資格を満たしている者であること。
 - 1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 2) **青森県内に本店を有する設計事務所**で、野辺地町入札参加資格申請書類を提出し、**野辺地町工事等競争入札参加資格選定規程(平成16年野辺地町訓令甲第25号)**の要件を満たしている者(以下、「入札参加資格者」という。)であること。(これを満たしていない場合は、技術提案書提出期限までに手続きをすること。)
 - 3) 野辺地町建設業者等指名停止要領(平成16年野辺地町訓令甲第27号。以下、「指名停止要領」という。)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - 4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく**一級建築士事務所**の登録を行っており、同法第2条第2項に基づく**一級建築士を3名以上配置できる者**であること。
 - 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て中でないこと、また、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て中でないこと。
- ② 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと
 - 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合は除く。

 - a) 親会社と子会社の関係にある場合
 - b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしa)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

 - a) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) その他技術提案書の提出者及び受託候補者の選定手続の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ③ **管理技術者(※1)**は**一級建築士**であり、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること(ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)
- ④ **管理技術者及び主たる分担業務分野(※3)(総合分野)の主任担当技術者(※2)**は、参加表明書及び技術提案書の**提出者の組織に所属していること**。
- ⑤ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。
- ⑥ 管理技術者は、**記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと**。また、記載を求める主任担当技術者についても、**記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと**。
- ⑦ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、**平成22年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務に携わった実績があること**。
- ⑧ **主たる分担業務分野(総合分野のうち、積算に関する業務を除く業務。)**を再委託しないこと。
- ⑨ 構造分野、電気分野、機械分野において、参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力事務

所(再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。)が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。

- ⑩ 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が入札参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

注: ※1 「管理技術者」とは、特記仕様書の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術提案書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、別添4(様式5)に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。

なお、下記の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業 務 内 容
総 合 (外構含む)	平成21年 国土交通省告示15号 別添一 第1項 第1号及び第2号 において示される「設計の種類」における「総合」および外構に係 るもの
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び 「昇降機等」に係るもの

(7) その他

本業務の契約書(案)は別添4のとおりである。

2. 担当部局

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町教育委員会 学校教育課

電話：0175-64-2119(内線227) FAX：0175-64-8083

メールアドレス：gakko@town.noheji.lg.jp

3. 実施スケジュール

項目		期間等
1	募集開始(公告、設計図書及び契約書案の縦覧)	令和6年10月11日(金)から 令和6年11月8日(金)まで
2	参加表明書に係る質問受付期間	令和6年10月11日(金)から 令和6年10月17日(木)まで
3	参加表明書に係る質問の回答期限	令和6年10月18日(金)まで
4	参加表明書提出期間	令和6年10月11日(金)から 令和6年10月21日(月)まで
5	入札参加者の指名通知	令和6年10月23日(水)
6	技術提案、入札に係る質問受付期間	令和6年10月23日(水)から 令和6年11月1日(金)まで
7	技術提案、入札に係る質問の回答期限	令和6年11月6日(水)まで
8	技術提案書等提出期間	令和6年10月23日(水)から 令和6年11月8日(金)まで
9	技術提案プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年11月上旬
10	入札執行及び開札日	令和6年11月19日(火)

項目	10月			11月		
	10	20	31	10	20	30
1.公告	10/11 ~ 11/8					
参加表明	2.質問受付	10/11 ~ 10/17				
	3.質問回答		10/18			
	4.提出期限	10/11 ~ 10/21				
5.指名通知			10/23			
技術提案	6.質問受付		10/23 ~ 11/1			
	7.質問回答				11/6	
	8.提出期限		10/23 ~ 11/8			
9.プレゼン・ヒアリング				11月上旬		
10.入札執行						11/19

4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成要領

参加表明書の様式は、別添5(様式1-1～様式5、A4判)に示すとおりとする。

(2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力(様式2、様式3)

管理技術者(様式2)及び記載を求める各主任担当技術者(様式3:各主任担当技術者ごとに1枚作成)の経験及び能力について、以下の項目を記載する。

1) 氏名

技術者の氏名を記載する。

2) 生年月日

技術者の生年月日及び年齢(参加表明書の提出期限現在)を記載する。

3) 所属、役職

技術者の所属する部署及び役職を記載する。

4) 保有資格等

技術者の保有する資格のうち、「6. 入札参加者を指名するための基準」における「資格評価表」(以下「資格評価表」という。)に記載された当該分野の資格を記入する。関連資料として技術者の保有資格を証明する書類(資格者証の写し等)を添付すること。また、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講したことを証明する書類(定期講習修了証の写し等。なお、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)に該当する場合は建築士試験の合格を証明する書類(合格証書の写し等)も添付すること。

5) 平成22年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

a) 「平成22年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」とは、以下のア)～ウ)全ての項目に該当する実績をいう。

ア) 平成22年4月1日以降に契約履行が完了した設計業務実績

イ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)

ウ) 以下を満たす施設の設計業務実績

- ・同種業務の対象は、地方公共団体等が発注する**青森県内の学校で、概ね延べ床面積5,000㎡以上の小学校又は中学校、義務教育学校**の校舎・屋内運動場の新築または改築に係る基本設計又は実施設計業務とする。
- ・類似業務の対象は、地方公共団体等が発注する**青森県内の学校で、概ね延べ床面積5,000㎡以上の各学校等(幼稚園・特別支援学校、高等学校等含む)**の新築または改築に係る基本設計又は実施設計業務とする。

b) 該当する業務実績について、以下のア)～ウ)の項目を記載する。

ア) 業務名

イ) 発注者

発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、()内に事業主を記載する。

ウ) 受注形態

単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに☑をつける。あわせて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を()内に記載すること。

エ) 業務概要

同種又は類似のうち該当するものに☑をつける。また、対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて分担業務分野及び携わった立場(管理技術者、主任担

当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場)を記載する。

㌘) 履行期間

- c) 記載する件数は1件とし、同種業務の実績を優先するものとする。記載した業務については**契約書**(建築士法第22条の3の3第1項及び第2項に規定する契約又は変更(同条第3項を適用するものを含む。))をした業務(平成27年6月25日以降に契約したものに限り。))にあっては同条第1項及び第2項に規定した書面(同条第4項を準用するものを含む。))の写しを提出すること。

② 協力事務所の名称等 **(様式4)**

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記載すること。(主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記載すること。なお、当該事項がない場合は(様式4)を提出しなくてもよい。)

③ 新たな分担業務分野の追加 **(様式5)**

技術提案書の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、以下の項目を様式に従い記載すること。(なお、当該事項がない場合は(様式5)を提出しなくてもよい。)

- 1) 新たに追加する分担業務分野
 - 2) 新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容
 - 3) 分担業務分野を追加する理由
 - 4) 氏名～同種又は類似業務の実績
- 4.(2)①1～5と同様に記載する。

5. 参加表明書の提出方法及び提出期限

(1) 提出に関する留意事項

参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 配布された様式(様式1-1～様式5)を基に作成を行うものとする。文字サイズは10ポイント以上とし、**正本1部**を提出するものとする。また、**申請書類データ**を担当宛に**電子メール**で提出するものとする。
- ② 上記提出データのファイル形式は、Microsoft Word形式(.docxもしくは.doc)、Microsoft Excel形式(.xlsxもしくは.xls)、及びPDF形式(.pdf)に限る。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

受付開始：**令和6年10月11日(金)** から

提出期限：**令和6年10月21日(月)** 正午 まで

提出場所：2. 担当部局に同じ。

提出方法：持参又は郵送による。

6. 入札参加者を指名するための評価基準

参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価の配分は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点			評価の配分	
	判断基準			小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合 4 構造 2 電気 2 機械 2	10
技術力	平成22年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者	7 総合 6 構造 4 電気 4 機械 4	25
合計点					35

資格評価表

分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）
総合 (外構含む)	①一級建築士 ②二級建築士 ③その他
構造	①一級建築士、構造設計一級建築士 ②二級建築士 ③その他
電気	①設備設計一級建築士、建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ③二級電気工事施工管理技士 ④その他
機械	①設備設計一級建築士、建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③二級管工事施工管理技士 ④その他

※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

※参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。

7. 指名・非指名理由に関する事項

(1) 入札参加者の指名通知

入札参加者として指名された者には、書面により通知する。

また、**評価基準が既定の点数に達しなかった**などの理由により指名されなかった者に対しては、指名されなかった旨を同じく書面により通知する。

※公印が省略されたものを事前に電子メールで通知し、公印が押印されたものは郵送とする。

(2) 非指名理由の説明の照会

上記(2)の非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）を持参又は郵送、電子メールすることにより、担当課に対して非指名理由について説明を求めることができる。

① 受付場所：2. 担当部局に同じ。

② 受付時間：9時00分から17時00分まで。

(3) 非指名理由説明の回答

上記(3)の非指名理由についての回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含む。）以内に、書面により行う。

8. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 指名された入札参加者は、「価格」及び「予定技術者の経験及び能力」、「実施方針など」をもって入札をし、作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

② 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記1)、2) の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

《評価項目》

- 1) 予定管理技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針など

《算出方法》

$$\text{技術評価点} = 60\text{点} \times \left(\frac{\text{技術評価の得点合計 (A)}}{\text{技術評価の配点合計(100点)}} \right)$$

$$\text{技術評価の得点合計 (A)} = \boxed{\text{1)に係る評価点}} + \boxed{\text{2)に係る評価点}}$$

③ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

なお、本業務は最低制限価格制度の対象となり、最低制限価格未満となる金額で入札した場合は失格となる。

《算出方法》

$$\text{価格評価点} = 60\text{点} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

- ④ 総合評価は、上記②により得られた技術評価点と上記③により得られた価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

9. 技術評価点を算出するための基準

技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価の配分は、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点				評価の配分		
	判断基準				小計		
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。		主任担当技術者	総合 2 電気 2 機械	4 2 2 2	10
技術力	平成22年4月1日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場）	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場		管理技術者	総合 6 構造 4 電気 4 機械	7 6 4 4 4	25
業務実施方針及び手法 （評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。 （※3））	業務の理解度及び取組意欲		総合的な業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		10		65
	業務の実施方針		業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		10		
	評価テーマに対する技術提案	①	テーマ①（コンセプト及びそれに付随する基本方針）について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。		15		
		②	テーマ②（コンセプト及びそれに付随する基本方針）について、同上。		15		
③		テーマ③（コンセプト及びそれに付随する基本方針）について、同上		15			
合計点					100		

資格評価表

分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する。）
総合	①一級建築士②二級建築士 ③その他
構造	①一級建築士、構造設計一級建築士 ②二級建築士 ③その他
電気	①設備設計一級建築士、建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級電気工事施工管理技士 ③二級電気工事施工管理技士 ④その他
機械	①設備設計一級建築士、建築設備士、技術士、一級建築士 ②一級管工事施工管理技士 ③二級管工事施工管理技士 ④その他

※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

※参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イ（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。

10. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 基本事項

技術提案書は設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、**当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない**。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、**提案を無効とする場合があるので注意**すること。

(2) 技術提案書の作成要領

技術提案書の様式は、**別添5の（様式1-2、様式2、3、6、7）**のとおりとする。ただし、**別添5（様式2、3）**については、参加表明書提出時に提出したものを提出すること。

(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

① 管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力（様式2、様式3）

管理技術者（様式2）及び記載を求める各主任担当技術者（様式3：各主任担当技術者ごとに1枚作成）の経験及び能力について、4. (2)①と同様の項目を記載する。

② 業務実施方針及び手法（様式6）

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項（様式7に記載する内容を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項等をA3判1枚に簡潔に記述する。この際に、**技術提案書の提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない**。

また、文字サイズは見出しを12ポイント以上、本文を10ポイント以上、図の注釈は8ポイント以上とする。

③ 評価テーマに対する業務実施方針及び手法 (様式7)

1. (3)に示した評価テーマに対する取り組み方法を、A3判3枚以内にまとめて具体的に記載すること。

また、文字サイズは見出しを12ポイント以上、本文を10ポイント以上、図の注釈は8ポイント以上とする。

なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- 2) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計(ただし、簡易的な平面図などは認めるものとする。)又はこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- 3) 詳細な設計図、模型(模型写真を含む。)、透視図等(コンピューターグラフィックスによるものを含む。)を使用してはならない。
- 4) 技術提案書の提出者(設計共同体の構成員、協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。

11. 技術提案書の提出方法及び提出期限

(1) 提出に関する留意事項

参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 配布された様式(様式1-2、2、3、6、7)を基に作成を行うものとする。文字サイズは10ポイント以上とし、表紙及び背表紙下部に商号・名称等を記載したA4縦フラットファイルに製本のうえ、**正本1部、申請書類データを収めたDVD-Rを1部**提出するものとする。
- ② 上記DVD-Rに収めるデータのファイル形式は、Microsoft Word形式(.docxもしくは.doc)、Microsoft Excel形式(.xlsxもしくは.xls)、及びPDF形式(.pdf)に限る。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

受付開始：**令和6年10月23日(水)** から

提出期限：**令和6年11月8日(金)** 正午 まで

提出場所：2. 担当部局に同じ。

提出方法：持参又は郵送による。

12. ヒアリング

(1) ヒアリングの概要

以下のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施場所：野辺地町内指定会場
- ② 実施日：令和6年11月上旬
- ③ その他

- 1) 上記②に示す実施日に配置予定の管理技術者の都合が合わない場合は、**令和6年11月8日(金)**までに発注者と協議のうえ、予備日に変更できるものとする。
- 2) ヒアリングでは10.(1)評価項目について、質疑応答を行う。
- 3) ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

(2) ヒアリング日程等の通知

ヒアリングの日時、会場、留意事項等は、技術提案書の提出者の選定後、別途通知する。

(3) ヒアリング出席者

ヒアリングの出席者には、配置予定管理担当者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

13. 入札及び開札の日時、場所、入札方法等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時：**令和6年11月19日(火)**
- ② 場所：野辺地町中央公民館 第3会議室
〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地1番地15

(2) 入札書記載金額

落札者が決定し、契約を締結するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる「税抜き価格」)を入札書に記載すること。

(3) 入札執行条件

- ① 予定価格の公表：**事後公表する**
- ② 最低制限価格：**設定する**
- ③ 参加者が1名の場合は入札を執行しない。

14. 入札の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

質問は、下記の期間内に書面により行うものとする。

① 参加表明書に係る質問

受付開始：**令和6年10月11日(金) から**
提出期限：**令和6年10月17日(木) 正午 まで**
※参加表明書以外の質問については受け付けません。

② 技術提案、入札に係る質問

受付開始：**令和6年10月23日(水) から**
提出期限：**令和6年11月1日(金) 正午 まで**

(2) 提出方法及び提出場所

質問は、**別添5(様式8)の質問書**により、電子メールで2. 担当部局メールアドレスへ提出

すること。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は原則として、下記に示す日までに回答を行うものとする。

- ① 参加表明書に係る質問に対する回答：令和6年10月18日(金) まで
- ② 技術提案、入札に係る質問に対する回答：令和6年11月6日(水) まで

15. 支払条件

- ① 前 金 払：可
- ② 中間前金払：可
- ③ 部 分 払：可

16. その他の留意事項

(1) 入札参加資格者に係る事項

1. - (6) - ① - 2) に掲げる入札参加資格認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札参加者として指名された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 工事の入札参加に係る事項

本業務を受注した建設コンサルタント（設計共同体の各構成員、再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

(3) 資本・人事面における関連に係る事項

上記(2)の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連がある」とは、次の①又は②に該当することをいう。

- ① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
- ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

(4) 提出期限に係る事項

提出期限までに参加表明書を提出しない者及び入札参加者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

(5) 入札の諸費用に係る事項

参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(6) 書類の無効に係る事項

参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効

とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- ・白紙である場合
- ・業務実施要領に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他、未提出又は不備がある場合

(7) 参加表明書及び技術提案書の取扱いに係る事項

- ① 提出された参加表明書及び技術提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- ② 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 受託候補者として選定されなかった場合は、技術提案書を返却する。なお、提出された技術提案書は、受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。また、選定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(8) 提出書類の差し替え及び配置予定技術者の変更に係る事項

提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(9) 特記仕様書への反映に係る事項

選定された**技術提案書の内容**については、**当該業務の特記仕様書に反映**するものとする。

(10) 実施方針に係る提案に係る事項

受託候補者の選定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。

(11) 評価点の公表に係る事項

当該業務の手続きにおいて受託候補者が決定した場合には、速やかに各技術提案提出者の評価点を公表するものとする。

(12) 発注者提供資料の取り扱いに係る事項

技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。